三　法第七十二条第一項の規定による調整交付金（当該市町村に割り当てられる部分に限る。）の額及び同条第三項の規定による交付金（当該市町村に割り当てられる部分に限る。）の額の合算額
四　法第七十二条の二第一項の規定による繰入金（当該市町村に割り当てられる部分に限る。）の額
五　その他当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入のうち当該市町村の納付金額の減額に充てるものとして当該市町村の納付金額から控除すべき額
（財政安定化基金による貸付事業）
第十四条　法第八十一条の二第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金（以下この条において「基金事業貸付金」という。）の貸付けは、毎年度、当該都道府県内の収納不足市町村（法第八十一条の二第九項第一号に規定する収納不足市町村をいう。次項及び第十七条第一項において同じ。）に対して行うものとする。
2　基金事業貸付金の額は、当該年度における第一号に掲げる額の見込額から同年度における第二号及び第三号に掲げる額の見込額の合算額を控除した額に一・一を乗じて得た額（法第八十一条の二第一項第二号の規定による交付金の交付を受けた収納不足市町村にあつては、当該額から当該交付金の額を控除した額とし、当該市町村における保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。次条第二項を除き、以下同じ。）の収納が正当な理由なく著しく不足すると認められる収納不足市町村にあつては、当該額から厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）の範囲内の額とする。
一　基金事業対象保険料必要額（法第八十一条の二第九項第三号に規定する基金事業対象保険料必要額をいう。以下同じ。）
二　基金事業対象保険料収納額（法第八十一条の二第九項第二号に規定する基金事業対象保険料収納額をいう。以下同じ。）
三　法第七十二条の三第一項の規定による繰入金の額
3　都道府県は、基金事業貸付金の貸付けを受ける当該都道府県内の市町村が基金事業対象保険料必要額を不当に過少に見込んだこと、基金事業対象保険料収納額を不当に過大に見込んだこと等により、前項の規定により算定される基金事業貸付金の額が過大となると認められる場合は、当該市町村に対する基金事業貸付金の額を減額し、又は返還させることができる。
4　基金事業貸付金の据置期間は、当該貸付けを行う年度の翌年度の末日までとする。
5　基金事業貸付金の償還期限は、当該貸付けを行う年度の初日の属する年の四年後の年の四月一日の属する年度の末日とする。ただし、災害その他特別の事情により償還に要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であると都道府県が認めるときは、当該都道府県は、当該貸付けを行う年度の初日の属する年の七年後の年の四月一日の属する年度の末日まで償還期限を延長することができる。
6　基金事業貸付金は、償還期限までの間は無利子とする。
第十五条　基金事業対象保険料必要額は、各市町村につき、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。
一　当該年度における当該市町村に係る保険料必要額
二　当該年度における当該市町村に係る基金事業対象比率
2　前項第一号の保険料必要額は、法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる額とし、地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる額とする。
一　当該年度における当該市町村に係る次に掲げる額の合算額
イ　令第二十九条の七第二項第一号に規定する基礎賦課総額
ロ　令第二十九条の七第三項第一号に規定する後期高齢者支援金等賦課総額
ハ　令第二十九条の七第四項第一号に規定する介護納付金賦課総額
二　当該年度における当該市町村に係る次に掲げる額の合算額
イ　地方税法第七百三条の四第三項に規定する標準基礎課税総額
ロ　地方税法第七百三条の四第十二項に規定する標準後期高齢者支援金等課税総額
ハ　地方税法第七百三条の四第二十項に規定する標準介護納付金課税総額
3　第一項第二号の基金事業対象比率は、各市町村につき、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。
一　第一項第一号の保険料必要額のうち当該市町村が負担する次に掲げる費用に充てるものとして算定される額の合算額
イ　国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用
ロ　財政安定化基金拠出金（法第八十一条の二第四項に規定する財政安定化基金拠出金をいう。第二十二条第一項及び第二項において同じ。）の納付に要する費用
ハ　法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用
ニ　その他国民健康保険事業に要する費用
二　第一項第一号の保険料必要額
（基金事業対象保険料収納額）
第十六条　基金事業対象保険料収納額は、各市町村につき、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額から第三号に掲げる額を控除した額とする。
一　当該年度において当該市町村が収納した保険料の額
二　前条第一項第二号に掲げる率
三　法第八十一条の二第九項第四号に規定する療養の給付等に要した費用の額の増加見込額その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用の額
第十七条中「第三条第一項及び第二項（これらの規定を第五条第十一項及び附則第三条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五条第十項及び第十一項」に改め、同条を第三十条とし、第十六条の次に次の十三条を加える。
（財政安定化基金による交付事業）
第十七条　法第八十一条の二第一項第二号に掲げる事業に係る交付金（以下この条及び第二十二条において「基金事業交付金」という。）の交付は、毎年度、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足することにつき災害その他の都道府県が条例で定める特別の事情があると認められる当該都道府県内の収納不足市町村に対して行うものとする。
2　基金事業交付金の額は、当該年度における第一号に掲げる額の見込額から同年度における第二号及び第三号に掲げる額の見込額の合算額を控除した額（当該市町村における保険料の収納が正当な理由なく著しく不足すると認められる場合にあつては、当該額から厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）の二分の一以内の額とする。
一　基金事業対象保険料必要額
二　基金事業対象保険料収納額
三　法第七十二条の三第一項の規定による繰入金の額
3　都道府県は、基金事業交付金の交付を受ける当該都道府県内の市町村が基金事業対象保険料必要額を不当に過少に見込んだこと、基金事業対象保険料収納額を不当に過大に見込んだこと等により、前項の規定により算定される基金事業交付金の額が過大となると認められる場合は、当該市町村に対する基金事業交付金の額を減額し、又は返還させることができる。